

履修科目について

免許状を取得するために必要な科目は、「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」、「教職に関する科目」、「教科に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」に大別することができます。

以下に、それらの科目について説明をします。

(1) 「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」

教育職員免許法施行規則第66条の6の条文は次のように定められており、該当する科目・単位を修得しなければなりません。「免許法第5条別表第1備考第4号に規定する文部科学省令で定める科目の単位は、**日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位及び情報機器の操作2単位とする。**」

本学ではこの法律により「66条の6に定める科目」を下記のように開講しますので、卒業要件如何に関係なく、教職課程を履修する場合、必修科目となりますので、必ず履修してください。これらを修得していないと、免許状を取得することができなくなりますので、十分に注意してください。

なお、表中の「必修・選択の別」は、カリキュラム上の必修・選択ではなくて、免許状を取得するに際して必修となるか、選択になるかの区分なので注意してください。

ここに掲げる科目すべてを修得しなければならないというものではありません。

学類名	免許法施行規則第66条の6に定める科目	単位数	左記に対応する本学開講の授業科目				備考
			授業科目	必修・選択の別	単位数	開講年次	
循環農学類 食と健康学類 環境共生学類	日本国憲法	2	日本国憲法	必修	2	1年前・後期	2科目より1科目 選択必修
	体育	2	体育実技Ⅰ	必修	1	1年前期	
			体育実技Ⅱ	選択	1	1年後期	
			運動の科学	選択	2	1年後期	
	外国語コミュニケーション	2	英語Ⅰ	必修	2	1年前期	
			英語Ⅱ	必修	2	1年前期	
	情報機器の操作	2	情報処理基礎演習	必修	1	1年後期	
			情報処理演習	必修	1	2年前期	